

令和 8 年 第 9 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和8年8月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2 階 大会議室

○ 出席した委員 (19 名)

1 番 吉瀬 久司	8 番 北澤 満 (遅刻)	15 番 堺澤 博明
2 番 小松原 博	9 番 北原 有	16 番 向山 昭
3 番 倉田 益式	10 番 小松原 ひとみ	17 番 河上 邦和
4 番 宮 下守	11 番 木下 亜紀	18 番 佐野 理子
5 番 伊藤 宏美	12 番 倉田 弘次	19 番 氣賀澤 道雄
6 番 善積 峰子	13 番 米山 良司	
7 番 中原 康男	14 番 松崎 文彦	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6 名)

20 番 小池 政幸	22 番 吉瀬 清志 (遅刻)	24 番 福澤 徹
21 番 小原 正隆	23 番 馬場 信夫	25 番 小平 裕一

○ 欠席した委員 (0 名)

○ 事務局職員出席者

事務局長	北村 篤
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 任	大森 真奈

○ 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)

議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について (売買)

報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 番 (吉瀬)

議事録署名人 2 番 (小松原)

開 会	令和8年8月26日 午後3時01分
局 長	(北村 篤君)
	皆さん、こんにちは。
	時間際の出席になりまして、すみませんでした。
	では、定刻となりましたので、ただいまから令和8年第9回農業委員会総会並びに協議会を開催させていただきます。
	進行を務めます事務局長の北村と申します。よろしくお願いいたします。
	以後、着座にて進行させていただきます。よろしくお願いいたします(着席)
	それでは、最初に氣賀澤会長御挨拶ということで、よろしくお願いいたします
	す。
会 長	(氣賀澤 道雄君)
	[会長挨拶]
局 長	(北村 篤君)
	ありがとうございました。
	続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章の朗読につきましては、1番
	吉瀬久司委員さん、よろしくお願いいたします。
1 番	(吉瀬 久司君)
	[会議の前の一言]
	[駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読] (一同起立)
	[駒ヶ根市農業委員会憲章唱和] (一同着席)
局 長	(北村 篤君)
	ありがとうございました。
	それでは、以降の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いしたいと思います。
	よろしくお願いいたします。
会 長	(氣賀澤 道雄君)
	それでは、これより令和8年8月3日付、告示第9号をもって招集しました令和8年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
	農業委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。
	8番 北澤満委員、22番 吉瀬清志委員より遅刻の旨の届出がありました。
	お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。
	日程第1 議事録署名人の指名をいたします。
	議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において1番 吉瀬久司委員、2番 小松原博委員を指名いたします。
	日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
	議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1の黒塗りで表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の北東3筆、計1,881平米になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は当市へ移住するに当たり取得予定の宅地に隣接する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は自宅から離れた農地であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の東1筆442平米になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人はこれまで耕作してきた当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

なお、許可基準でございますが、今月3条申請のあった全ての案件につきまして農地法第3条第2項の全部効率利用に適合してございます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

16番 (向山 昭君)

1番について現地を確認してまいりました。

譲渡人はここに住んでおりません。自宅が別にありまして、ここには住んでおりませんが、現地は自己保全され、きれいになっておりました。

譲受人——娘さんがここに住んで耕作したいということでもあります。

問題はないと考えております。よろしくお願いいたします。
 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 2番をお願いいたします。
 20番 (小池 政幸君)
 ここは[]の一番東になります。
 小松原ひとみ委員と現地の確認を行いました。
 この農地については、以前から譲受人が耕作しておりまして、現地を確認したところ、立派な野菜がごろごろできておりました。
 この方は80歳を過ぎているけど、これからも継続して農地を耕していくということですので、問題なしと判断をしました。
 以上です。
 会 長 (氣賀澤 道雄君)
 これより質疑、意見に入ります。
 質問、御意見ございませんか。
 倉田委員、お願いします。
 3 番 (倉田 益式君)
 事務局にお伺いします。
 1番について、[]はどのあたりに越してくる予定なのでしょうか。
 主 任 (竹村 直人君)
 3-1の黒塗りで表示した場所の左側に、位置図上では[]という表記になっておりますが、こちらの住宅に越してこられると聞いております。
 3 番 (倉田 益式君)
 もう一つ、[]は耕作面積ゼロということで、初めて農業をされるのでしょうか。
 それで、これについては、面積が1万4,616平米、結構な面積ですが、耕作するのに必要な農機具であったり、それなりの知識だったりは大丈夫なのでしょうか。
 主 任 (竹村 直人君)
 これまでに農作業歴が4年ほどあるということを聞いております。
 合わせて、現在そういった器具みたいなものをお持ちではないですが、トラクターと耕運機をそれぞれ1台ずつ取得する予定でいると聞いております。
 3 番 (倉田 益式君)
 もう一つ、女性の名前なのですが、御夫婦なのかお一人なのか、ちょっと答えられないような内容であれば結構です。
 主 任 (竹村 直人君)
 今回の譲渡人の方の娘さんということになりますが、結婚されて名字が変

わっておられるというところでございます。

3 番 (倉田 益式君)
了解いたしました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
確認ですけど、今回の移動は1,881 平米っていうことですよ。1 万 4,616 平米は小原さんの耕作面積……

3 番 (倉田 益式君)
そうか。はい。すみません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
新任の方は遠慮せずに、分からないところはどんどん聞いてください。だんだん慣れてくると思いますけど。
よろしいですか。
それでは、議案第 47 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書 3 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について、いわゆる自分で所有している農地について農地以外の土地に転用するという許可申請になります。こちらについて御説明し、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。
4—1 で表示した場所になります。
北割 1 区、XXXXXXXXXXの北東 1 筆 193 平米になります。
3 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅敷地。
理由でございますが、申請人はこれまで住宅敷地の一部として利用してきた土地について農地法による許可が取られていないことが分かったため追認の手続きを取りたいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外の農地となっております。

農地区分につきましては3種、付近に[REDACTED]ありで見えています。

なお、こちらの申請につきましては、先ほど御説明させていただきました農地法第3条の規定による許可申請の土地のすぐ西側の土地となっております。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明がありましたらお願いします。

16番 (向山 昭君)

これも現地確認してまいりました。先ほどの譲受人がこちらの家に住んで耕作するというので、現地を見てまいりました。

庭木等が植わっておりまして、田んぼから宅地に変えたいということでございます。

問題ないと考えております。よろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

それでは議案第48号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書5ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては6ページ左側を御覧ください。

5—1で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の東1筆421平米になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが家族が増え手狭になったため祖父母の所有する当地へ住宅を建てたい、貸付人は高齢であり農業経営規模を縮小するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 8 年 3 月 26 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

中割区、[REDACTED] の南西 1 筆 300 平米になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場及び資材置場。

理由でございますが、借受人は隣接地にて住宅の建築を行っており、不足する駐車場として資材置場として当地を一時的に使用したい、貸付人は現在耕作を行っていない土地であるため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内農用地区域内の農地となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水管埋設、付近に学校施設ありで見えております。

なお、こちらは 3 か月間の一時転用申請となっております。転用期間終了後には原状復旧が併せて義務づけられております。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

町 4 区、[REDACTED] の南西 1 筆 269 平米になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが今後家族が増えた際に手狭になることから、住宅を建てるため当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域外農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、上下水管埋設、付近に医療施設ありで見えております。

以上3件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1 番、お願いします。

1 4 番 (松崎 文彦君)

現地確認に行つてまいりました。

現地につきましては[]の畑となっておりますが、そこに住宅を建てるということで、雨水につきましては浸透ますにより処理されるということで、特に問題はないと思います。

また、位置図にあるとおり、西側は全て住宅地となっておりますので、特に問題はないと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2 番、お願いいたします。

2 5 番 (小平 裕一君)

2 番ですが、7 月 29 日に佐野委員と現地確認を行いました。

それで、申請地の現状ですけど、草刈り管理もされていない状況であります
が、資材置場としては特に問題ないと判断いたしました。

周りは道路に囲まれているので、周辺農地への影響は特になしということで、
原状復帰についても特に問題ないと判断しました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では3 番をお願いします。

3 番 (倉田 益式君)

8 月 11 日に副担当の小松原委員と一緒に現地を確認してまいりました。

位置図のとおり、ここは新興住宅地でありまして、申請内容につきましては
特に問題ないと判断いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

それでは議案第 49 号について原案どおり可決することに異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長	(氣賀澤 道雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。 議案第 50 号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を議題といたします。 提案理由の説明をお願いいたします。
主 任	(大森 真奈君) 議案書 8 ページをお開きください。 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）を御説明し、御提案いたします。 初めに農地中間管理機構による貸借が開始されるまでの手続の流れについて御説明します。 市は農地中間管理機構から農用地利用集積等促進計画案の作成を委任されています。 市は、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会での承認を経て、翌月末に公告手続を行います。 農地中間管理機構による貸借は、この公告手続をもって初めて効力が生じるものとなります。 議案書に戻りまして、8 ページが農用地利用集積等促進計画案の総括表、次ページからが明細となります。 8 ページの総括表ですが、表の左から、公告年月日は令和 8 年 9 月 30 日でございます。 期間の終期ですが、貸借期間は 5 年または 10 年となり、⑤⑩に示しています。 5 年が田 3,449 平方メートル、10 年が畑 2,211 平方メートル、合計 5,660 平方メートルでございます。 貸手が 3、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。 続いて、9 ページが促進計画案の明細となっております。 3 名の土地所有者——明細の「権利を設定する者（甲）」が合計で 4 筆を長野県農業開発公社へ貸し付けるということになっております。 市の公告後、農地中間管理事業貸借にある借受人——明細の「権利の設定を受ける者（乙）」へ記載の内容で貸付け予定でございます。 以上について御審議をお願いします。
会 長	(氣賀澤 道雄君) それでは、何か地元委員の方で説明する方はいらっしゃいますか。 整理するために事務局へ質問ですけど、農地の貸借、売買については、農用

地利用集積等促進計画の貸借と、それから3条関係の貸借と2つあるっていう理解でよろしいですか。

主 任 (大森 真奈君)
はい。貸借についてはその2つになります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それで、今回の農用地利用集積等促進計画は、いわゆる農地中間管理機構を通じた貸借ということに特定されているという解釈でよろしいですか。

主 任 (大森 真奈君)
おっしゃるとおりでございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
新任の方はちょっと混乱すると思いますので整理しましたが、そんなことです。
それでは、何か質問、御意見ありましたらお願いいたします。
木下委員、お願いします。

11番 (木下 亜紀君)
細かいところで恐縮ですけれども、3番目の方ですが、現況地目は田んぼになっていますが、作物はその他作物となっていて、これは何の作物を栽培される予定なのか教えていただきたいと思います。お願いします。

主 任 (大森 真奈君)
現地を見ますと、山林のほぼ横のような農地になっておりまして、現状は山菜等を収穫しているということです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
では、議案第50号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第50号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第51号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)
それでは議案書の10ページを御覧ください。
議案第51号 農用地利用集積等促進計画案の策定について（売買）を御説

明し、御提案させていただきます。

農用地利用集積等促進計画に基づく農地の売買ですが、さきの議案にありました農地法第3条による売買とは異なり、中間管理機構の指定を受ける長野県農業開発公社を通じた売買となります。ですので、根拠法がそもそも農地法ではないということです。

さきの貸借と同じく、市が作成しました促進計画案について、農業委員会の承認を経て公告手続を行うことで計画を広く周知し、効力を発揮するといったものになります。

まず10ページの促進計画総括表を御覧ください。

このことについての公告年月日は令和8年8月31日となります。

売買の面積につきましては、田んぼ9,361平方メートル、売手と買手はともに1となります。

なお、この売買につきましては農業委員会のあっせんが必要となりますので、8月3日にあっせんの会議を開催してございます。

促進計画総括表の内容になるんですけれども、11ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

対象地2筆を長野県農業開発公社から[]に売り渡すという内容のもので、売り渡す価格につきましては[]、所有権の移転時期、対価の支払い時期、土地引渡し時期は、いずれも9月15日になっております。

また、長野県農業開発公社に売り渡した前所有者につきましては表の左下に記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

12ページを御覧ください。

対象地の場所につきましては、下平区の一心館の南側に位置している農地であります。

以上、本件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明がありましたらお願いいたします。——ないですか。

これより質疑、意見に入ります。質問、御意見ございませんか。

それでは、議案第51号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項1 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書13ページを御覧ください。

農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条による届出がありましたので、御報告させていただきます。

1件でございます。

なお、本件につきましては、農地法において建築面積が200平米を超えない農業用施設の設置については農業委員会への届出により設置が可能となると定められていることから、総会の場で届出があった旨の報告をさせていただいているものでございます。

場所につきましては14ページ左側を御覧ください。

報告事項一1で表示した場所になります。

東伊那区、 の南1筆52平米になります。

13ページにお戻りください。

施設等でございますが、農業用施設（倉庫）。

内容でございますが、農機具や収穫物を保管、収納する農業用倉庫を設置するため当地を利用したいといったものとなっております。

建築面積につきましては議案書を御確認ください。

以上1件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

吉瀬委員、お願いします。

1 番 (吉瀬 久司君)

ちょっと確認させていただきますが、この場合っていうのは意見書をつけなきゃいけなかったんですか。

主 任 (竹村 直人君)

そうですね。現地の様子を確認いただくのと併せて、意見書の提出もお願いしているところでございます。

1 番 (吉瀬 久司君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

倉田委員、お願いします。

3 番 (倉田 益式君)

現地は、もう基礎工事が終わって、始まっていたかと思いますが、届出だけ、承認じゃないからいいのか……。工事が始まっても別に……。

おととい行ったら、何か工事が始まって、もう基礎ができていたような気がするけど……。

順番がどうなのか、ちょっとその確認です。

主 任 (竹村 直人君)

こちらの届出については、各月の農地法の申請受付期間と同じ期間、いわゆる5日～12日の間にお預かりしているのですが、書類のお預かり以降であれば問題ないという解釈をしております。

3 番 (倉田 益式君)

じゃ、今日、よしあしじゃなく、通知だから関係ないわけですね、報告を受けましたと。

分かりました。すみませんでした。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

それでは、報告事項1については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いします。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和8年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時37分

